

発議第6号

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成30年9月28日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

川上 善幸

市川 岳人

赤堀 久実

福田 香織

北出 忠良

記

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税収入は、都道府県税として納付され、平成28年度決算において459億円となっており、税収の7割に当たる325億円がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、本市におけるその交付額は、平成29年度決算額で1億7,609万円であり、貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいまもない。

また、本年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」においては、「地方への新しいひとの流れをつくる」などの基本目標に向け、地方創生の充実・強化を図ることとし、国として、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援するとしている。その一方で、都市から地方への税源の再配分機能を有し、財政基盤が脆弱な市町村など地方の貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪うことは、地方創生の実現に逆行するものである。

よって、「ゴルフ場利用税の廃止」については断固反対し、現行制度を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月28日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛